個人情報保護委員会(第254回)議事概要

1 日 時:令和5年9月20日(水)10:30~

2 場 所:個人情報保護委員会 委員会室

3 出席者: 丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、

藤原委員、梶田委員、髙村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、

森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、

片岡参事官、石田参事官

4 議事の概要

(1)議題1:コンビニ交付サービスにおける住民票等誤交付事案に対する個 人情報保護法に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「本件では、富士通 Japan の開発したプログラムにおいて、様々な原因の誤交付が発生した。その背景には、システム仕様やトラブル管理に関する情報共有や組織的な分析が足りなかったという問題点があったと推察される。一方、証明書交付は地方公共団体が行う事務であり、その事務においてどのシステムを利用するかなどの手段は、地方公共団体の責任において選択されるものである。そのため、発注者である地方公共団体には、発注先に対し、個人情報の適切な管理を求めるなど、必要かつ適切なチェックが求められる。今後、地方公共団体と富士通 Japan において、それぞれの立場で本件をしっかりと受け止め、密に連携しながら、信頼性の高いサービスを提供していただきたい」旨の発言があった。

浅井委員から「本件において調査の対象となった富士通 Japan は、多数の地方公共団体にシステム提供をしている実績を強みとして市場を開拓し、顧客である地方公共団体は、同社がその強みを生かしてシステム提供することを期待し、その利用を決定していたものと考えられる。しかし、宗像市での誤交付の原因となった事態の火種が、平成31年からあったという事実からわかるとおり、実際には、過去に発生した事態から得たノウハウを生かすことなく、組織としての対応をしてこなかった結果、本件のような重大事案を招いたものであると考えられる。当委員会の指摘を受けた富士通 Japanにおいて、組織としての責任に応じた、改革が実行されることを期待したい」旨の発言があった。

原案のとおり決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(2) 議題2:公金受取口座誤登録事案に対する番号法及び個人情報保護法に 基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「個人情報の保護の取組は、組織マネジメントを十分に発揮し、組織的に対応することが不可欠である。今回、当委員会は、デジタル庁の組織体制に関する安全管理措置が不十分である等の指摘を行っている。これに対する対策がデジタル庁の組織の力が結集された実効性のある内容となることを期待する。事務局においては、デジタル庁が講ずる予定の改善策につき、十分コミュニケーションをとり、アドバイスを尽くすなど、適切な支援を行ってほしい」旨の発言があった。

高村委員から「当委員会は、令和3年10月、デジタル庁が実施した公金受取口座関係の事務に関する特定個人情報保護評価に対する審査を行ったが、この時点では、共用端末を用いた公金受取口座登録手続は想定されていなかった。そのため、この観点からのリスク対策については、議論の対象としていなかったところである。しかし、今回の事案を通じて、リスク変動に応じた機動的かつ適時の対応が重要であることを、改めて実感した。引き続き、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報保護評価の実効性を一層意識しつつ、丁寧な審査を行っていくことが必要と考える」旨の発言があった。

丹野委員長から「本日の議題は、議題1、議題2のいずれも、マイナンバーカード等にかかる一連の問題の一部であり、発生当初から、当委員会が注目してきた事案である。マイナンバーカード等の活用は、全ての国民に関わることであり、何よりも国民の信頼に基づいて行われるものである。それぞれの事案関係者においては、当委員会の調査により判明した事実関係を顧みていただき、実効的な再発防止策等を策定・実行することが重要である。今回の行政上の対応を通して、国民の信頼と理解を得られるよう、真摯に対応していただきたいと思う」旨の発言があった。

原案のとおり決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。